

議員提出第6号議案

大田区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例

上記の議案を地方自治法第112条及び大田区議会会議規則第13条第1項の規定 により提出する。

令和4年9月13日

大田区議会議長 鈴 木 隆 之 様

提出者

清水菊美 黒沼良光 佐藤 伸

菅 谷 郁 恵 福 井 亮 二 荒 尾 大 介

杉山公一

大田区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例

目次

前文

第1章 総則(第1条-第7条)

第2章 性別等に起因する人権侵害の禁止(第8条)

第3章 基本的施策等(第9条—第15条)

第4章 男女平等と多様性を尊重する社会の推進に関する体制(第 16 条・第 17 条)

第5章 雑則 (第18条・第19条)

付則

私たちは、男女共同参画社会の形成を図るため、長年にわたり、積極的な取組を行ってきた。令和3年度から令和7年度まで「第8期大田区男女共同参画プラン」の実現に向けて取り組んでいる。

これまでの取組により男女共同参画は前進してきているものの、今なお、性別に起因する人権侵害、性別による固定的な役割分担意識及びそれに基づく社会的慣行が存在するなど、多くの課題が残されている。一方、様々な人々が互いの違いを理解し合い、認め合う重要性はますます高まっている。こうした中、男女の性別にとらわれず、性の多様性を尊重し合い、全ての人がともに生きていける社会の実現が求められている。

日本には、他者を思いやり、尊重し、互いに助け合って生活する伝統と多様な 文化を受け入れ発展してきた歴史があり、とりわけ大田のまちは、様々な個性を 受け入れてきた寛容性の高いまちである。一方、現代のグローバル社会では、一 人ひとりの違いが新たな価値の創造と活力を生むことが期待されている。このた め、大田区では、いかなる差別もあってはならないという人権尊重の理念と人々 の多様性への理解を、区民全体で共有できるよう積極的に広めていかなければな らない。

私たちのまちが、「国際都市おおた」として家族形態の変化などに適切に対応し、 文化の風薫る、豊かで活力のあるまちとして発展していくためには、性別等にか かわりなくその個性と能力を十分に発揮し、ともに社会に参画し、責任を分かち 合うことが大切である。

ここに、私たちは、家庭、職場、学校、地域社会などあらゆる場において、性別等に起因する人権侵害を受けることなく、一人ひとりがその人らしく、分かち合い助け合い、ともに暮らすまち大田区をつくることを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女平等と多様性を尊重する社会の推進に関して、基本理 念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、区の施策の基 本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって 多様な個人を尊重し合う社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。
 - (1) 男女平等と多様性を尊重する社会 性別等にとらわれず、多様な個人が 尊重され、全ての人がその個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画 し、責任を分かち合う社会をいう。
 - (2) 性別等 生物学的な性別、性自認(自己の性別についての認識をいう。 以下同じ。)及び性的指向(人の恋愛や性愛がどういう対象に向かうかを示す 指向(異性に向かう異性愛、同姓に向かう同性愛及び男女両方に向かう両性 愛並びにいかなる他者も恋愛や性愛の対象としない無性愛)をいう。以下同

じ。) をいう。

- (3) 区民 区内に住所を有する者、区内の事業所又は事務所に勤務する者及 び区内の学校に在学する者をいう。
- (4) 事業者 区内において事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動(性的な関心又は欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識又は性自認若しくは性的指向に関する偏見に基づく言動を含む。)により個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応に起因して、当該個人に不利益を与えることをいう。
- (6) ハラスメント 他者に対する発言や行動等が、本人の意図に関係なく、 相手や周囲の者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与 えることをいう。
- (7) 性的少数者 同性愛者、両性愛者及び無性愛者である者並びに性同一性 障害を含め性別違和がある者をいう。
- (8) メディア・リテラシー 新聞、テレビ、インターネットその他のメディアが伝える様々な情報を無批判に受け止めるのではなく、主体的に読み解き、取捨選択して活用する能力及び当該メディアを通じて意思疎通する能力をいう。
- (9) パートナーシップ 男女の婚姻関係と異ならない程度の実質を備える戸 籍上の性別が同一である二者間の社会生活関係をいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画社会の形成を図るため、次に掲げる事項を基本理念として 定める。
 - (1) 全ての人が、個人として尊重され、性別等による差別的な取扱いを受けず、その個性及び能力を発揮する機会が確保され、暴力が根絶される等人権

が尊重されること。

- (2) 社会の制度又は慣行が性別等による固定的な役割分担意識の影響を受けず、全ての人の社会活動における選択の自由が制約されないこと。
- (3) 全ての人が、社会の対等な構成員として、家庭、職場、学校、地域社会などあらゆる分野(以下「あらゆる分野」という。)における活動の方針の案及び決定過程に参画する機会が確保されること。
- (4) 全ての人の性における健康及び権利が尊重され、生涯にわたって自分らしい生き方を選択できること。
- (5) 全ての人が、社会の支援の下に、子どもの養育、家族の介護その他の家 庭生活における活動の責任(以下「家庭責任」という。)を分かち合うととも に、家庭生活及び社会生活における活動を両立することができること。
- (6) 全ての人が、国籍にかかわりなく、その個性及び能力を発揮し、ともに 社会に参画し、責任を分かち合うことができること。
- (7) 全ての人の性自認又は性的指向が尊重され、誰からも干渉又は侵害を受けないこと。
- (8) 幼児教育、学校教育及び生涯学習において、男女平等の理念及び性の多様性を尊重し、男女共同参画社会の実現に向けた取組がなされること。

(性的少数者の人権の尊重)

- 第4条 区は、次に掲げる事項が実現し、かつ、維持されるように、性的少数者 の人権を尊重する社会を推進する。
 - (1) 性的少数者に対する社会的な偏見及び差別をなくし、性的少数者が、個人として尊重されること。
 - (2) 性的少数者が、社会的偏見及び差別意識にとらわれることなく、その個性及び能力を十分に発揮し、自らの意思及び責任により多様な生き方を選択できること。

- (3) 学校教育、生涯学習その他の教育の場において、性的少数者に対する理解を深め、当事者に対する具体的な対応を行うなどの取組がされること。
- (4) 国際社会及び国内における性的少数者に対する理解を深めるための取組を積極的に理解し、推進すること。

(区の責務)

- 第5条 区は、前2条に規定する理念に基づき、男女共同参画施策を総合的かつ 計画的に推進するため、行動計画を策定し、実施するものとする。
- 2 区は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、 及び実施するに当たっては、第3条に規定する理念に沿うよう配慮するものと する。
- 3 区は、男女共同参画施策を実施するに当たっては、区民、事業者、国及び他 の地方公共団体と連携し、協力するものとする。

(区民の責務)

- 第6条 区民は、あらゆる分野の活動において、男女共同参画について理解を深め、その推進に努めるものとする。
- 2 区民は、区が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。 (事業者の責務)
- 第7条 事業者は、男女平等と多様性を尊重する社会について理解を深めるとと もに、男女平等と多様性を尊重する社会を推進する施策に協力するよう努める ものとする。
- 2 事業者は、男女平等と多様性を尊重する社会を推進するため、採用、待遇、 昇進、賃金等における就業条件の整備において、この条例の趣旨を遵守しなけ ればならない。
- 3 事業者は、男女の別による、又は性的少数者であることによる一切の差別を 行ってはならない。

- 4 事業者は、全ての人が家庭生活、職場及び地域における活動の調和のとれた 生活が営まれるよう、職場環境の整備、長時間労働の解消等に努めるものとす る。
- 5 事業者は、区が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。 第2章 性別等に起因する人権侵害の禁止

(禁止事項)

- 第8条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会などあらゆる場(以下「あらゆる場」という。)において、性別等による差別的取扱いその他の性別等に起因する 人権侵害を行ってはならない。
- 2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント又は婚姻、妊娠、 出産、育児若しくは介護に関するハラスメントを行ってはならない。
- 3 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、パートナー(パートナーシップにある者の一方からみた相手方をいう。以下同じ。)若しくは交際相手である者又はあった者に対する身体的、精神的、経済的又は性的な暴力行為を行ってはならない。
- 4 何人も、公衆に表示する情報において、性別等に起因する人権侵害を助長す ることのないよう配慮しなければならない。
- 5 何人も、性自認又は性的指向の公表に関して、本人に対し強制又は禁止して はならない。
- 6 何人も、本人の同意なくして性自認又は性的指向を公表してはならない。 第3章 基本的施策等

(基本的施策)

- 第9条 区は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる基本的施策の実施に努めるものとする。
 - (1) 男女共同参画の推進に関する調査研究、情報の収集分析並びに区民及び

事業者に対する情報の提供を行うこと。

- (2) 男女共同参画の推進に関する啓発活動等を充実するとともに、学校教育 を始めとする生涯にわたる学習支援において、男女共同参画の推進のための 必要な措置を講ずること。
- (3) 区民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動に対し、助言等 必要な支援を行うこと。
- (4) 全ての人が個人として尊重され、性別等による差別的な取扱いを受ける ことがないよう必要な措置を講ずること。
- (5) セクシュアル・ハラスメント又は婚姻、妊娠、出産、育児若しくは介護 に関するハラスメント及び配偶者、パートナー若しくは交際相手である者又 はあった者に対する暴力的行為の防止を図るとともに、これらの被害を受け た者に対し必要な支援を行うこと。
- (6) 性に関する健康及び権利が尊重され、自己決定による選択ができ必要な措置を講ずること。
- (7) 社会の制度又は慣行が性別による固定的な役割分担意識の影響を受け、 全ての人の社会活動における選択の自由が制約されることのないよう必要な 措置を講ずること。
- (8) あらゆる分野の活動の意思決定過程において、性別等を理由に参画する 機会の格差が生ずることのないよう必要な措置を講ずること。
- (9) 家庭責任を持つ全ての人が家庭生活及び社会生活における活動を両立することができるよう必要な措置を講ずること。
- (10) 全ての人がメディア・リテラシーを身に付け、向上が図られるよう必要な措置を講ずること。

(パートナーシップ制度)

第10条 区長は、パートナーシップの届出があったときは、規則で定めるところ

により、受理証明書を交付することができる。

- 2 前項の受理証明書の交付を希望する者は、規則で定めるところにより、届出 書その他必要な書類を添付した上で、区長に届け出なければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、パートナーシップ制度に関し必要な事項は、規 則で定める。
- 第11条 事業者は、その社会活動の中で、前条第1項に規定する受理証明書を最大限に配慮し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(雇用の分野における男女参画の推進)

- 第12条 区長は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者に対し、雇用の分野における男女の参画状況等について報告を求めることができる。
- 2 区長は、前項の報告に基づき、事業者に対し、雇用の分野における男女共同 参画の推進について適切な措置を講ずるよう協力を求めることができる。

(行動計画)

- 第13条 区長は、行動計画を策定するに当たっては、区民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるとともに、あらかじめ、大田区男女共同参画推進区民会議の意見を聴かなければならない。
- 2 区長は、行動計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 3 前2項の規定は、行動計画を変更する場合について準用する。 (年次報告)
- 第14条 区長は、行動計画に基づく施策の実施状況等について、年次報告を作成 し、これを大田区男女共同参画推進区民会議に報告するとともに、区民に公表 するものとする。

(拠点施設)

第15条 区長は、大田区立男女平等推進センター条例(平成11年条例第32号) 第1条に規定する大田区立男女平等推進センター(エセナおおた)を拠点施設 として、男女共同参画施策を実施するとともに、区民及び事業者による男女共 同参画の推進の取組を支援するものとする。

2 区長は、前項の拠点施設の運営に当たっては、区民との連携及び協働の下に 行うものとする。

第4章 男女平等と多様性を尊重する社会の推進に関する体制 (大田区男女平等・多様性社会推進会議)

- 第16条 男女平等と多様性を尊重する社会の推進について調査し、又は審議する ため、区長の付属機関として、大田区男女平等・多様性社会推進会議(以下「推 進会議」という。)を置く。
- 2 推進会議は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申する。
 - (1) 行動計画の策定及び評価に関する事項
 - (2) 男女平等と多様性を尊重する社会を支える意識の形成に関する事項
 - (3) 男女平等と多様性を尊重する社会に係る人権の尊重及び暴力の根絶に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
- 3 推進会議は、前項に定めるもののほか、男女平等と多様性を尊重する社会の 推進に関し、必要があると認めた事項について区長に意見を述べることができ る。
- 4 前2項に定めるもののほか、推進会議の構成及び運営について必要な事項は、 規則で定める。

(相談及び苦情への対応)

- 第17条 区民及び事業者は、区長に対して、この条例及び区が実施する男女平等 と多様性を尊重する社会を推進する施策に関して相談を行い、又は苦情の申立 てを行うことができる。
- 2 区長は、前項の相談又は苦情の申立てがあった場合は、必要に応じて調査を

行うとともに、相談者、苦情の申立人又は相談若しくは苦情の相手方、相手方 事業者等(以下この条において「関係者」という。)に対して適切な助言又は指 導を行い、当該相談事項又は苦情の解決を支援するものとする。

- 3 区長は、前項の指導を受けた関係者が当該指導に従わず、この条例の目的又 は趣旨に著しく反する行為を引き続き行っている場合は、推進会議の意見を聴 いて、当該関係者に対して、当該行為の是正について勧告を行うことができる。
- 4 区長は、関係者が前項の勧告に従わないときは、関係者名その他の事項を公 表することができる。

第5章 雑則

(他の区条例との関係)

第18条 大田区営住宅条例 (平成9年条例第50号) 及び大田区営住宅条例施行規則 (平成10年規則第4号) その他区条例の規定の適用に当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

(委任)

第19条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第12条から第14条 までの規定は、この条例の公布の日から起算して1年を超えない範囲内におい て規則で定める日から施行する。

(大田区立男女平等推進センター条例の一部改正)

2 大田区立男女平等推進センター条例 (平成 11 年条例第 32 号) の一部を次のように改正する。

第1条中「男女共同参画社会」を「男女平等と多様性を尊重する社会(性別にとらわれず、多様な個人が尊重される社会をいう。)」に改め、同条に次の1

項を加える。

2 センターの通称は、「エセナおおた」とする。

第2条第1号中「男女平等」を「男女平等と多様性を尊重する社会の推進」 に改め、同条第2号中「女性のため」を「性差別等に関わる諸問題」に改め、 同条第3号を次のように改める。

(3) 男女平等と多様性を尊重する社会推進に関する自主的な活動等の支援 第2条第4号中「区民」を「男女平等と多様性を尊重する社会推進に関する 活動を行う個人又は団体」に改める。

第4条第3項中「男女共同参画社会」を「男女平等と多様性を尊重する社会」に改める。

(提案理由)

渋谷区、世田谷区から始まったパートナーシップ制度の導入が、都内 10 区 6 市 に広がっている。

男女の別を超えて多様な個人を尊重し合う社会を実現することに寄与するため に、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。